

令和7年度 第2回

魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年5月

魚 沼 市 農 業 委 員 会

令和7年度第2回魚沼市農業委員会総会委員出欠表

出席 16名 定員 19名
欠席 3名 欠員 0名

(委員)

出	欠	席番	氏 名	備 考
○		1	大 塚 寛	
○		2	貝 瀬 正 美	
○		3	高 橋 祐 次	
○		4	小 岩 孝 徳	
○		5	韭 澤 芳 子	
○		6	井 口 恒 一 郎	
○		7	星 仁 右 ヱ 門	
○		8	星 野 幸 夫	
○		9	佐 藤 洋 一	
○		10	浅 井 典 裕	
○		11	小 幡 中 治	
	○	12	阿 達 正	
	○	13	吉 田 久	
○		14	穴 沢 勝 也	
○		15	櫻 井 信 夫	議事参与の制限
	○	16	佐 藤 陽 二	
○		17	瀧 澤 悟	
○		18	桑 原 正 文	
○		19	上 村 喜 久 雄	

(事務局)

出	欠	氏 名	備 考
○		星 野 崇	
○		星 野 巧	
○		櫻 井 紀 彦	
○		菅 井 智 弥	

令和 7 年度

第 2 回魚沼市農業委員会総会付議事件一覧表

令和 7 年 5 月 2 6 日

日 程	議案番号	付 議 事 件
1		開会宣言 13 時 30 分 報告事項 会務報告 部会報告
2		議事録署名委員の指名について 14 番 穴沢 勝也 委員 15 番 櫻井 信夫 委員
3	報告第 1 号 報告第 2 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
4	議案第 1 号 議案第 2 号 議案第 3 号 議案第 4 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
5		その他 閉会宣言 14 時 20 分

令和7年度 第2回魚沼市農業委員会総会議事録

令和7年度第2回魚沼市農業委員会総会は、令和7年5月26日魚沼市役所本庁舎3階301、302会議室に招集された。

1. 出席委員は、別紙1のとおりである。
2. 本総会に付議された事件は、別紙2のとおりである。

事務局（星野事務局長）

時間になりましたので、総会に先立ちまして本日の出席者数を報告いたします。委員数19名のうち欠席の届けのあった方につきましては、整理番号13番吉田久委員、整理番号16番佐藤陽二委員でございますが、報告がございませんけれども整理番号12番阿達正委員も欠席ということで、3人の欠席ということでございます。3人欠席ですので出席者数は16名ということであります。魚沼市農業委員会会議規則第7条の規定によりまして定数に達しておりますので、ただ今から令和7年度第2回魚沼市農業委員会総会を開催いたします。

初めに上村会長からご挨拶いただきます。

（時刻は13時30分）

上村会長
（挨拶）

会 務 報 告

議 長（上村会長）

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。

まず、日程第1報告事項会務報告、事務局長お願いいたします。

事務局（星野事務局長）

主要会務報告、主要会務予定について説明

議 長（上村会長）

続いて、各部会より部会報告をお願いいたします。

第1地区部会会長（菰澤芳子委員）

第1部会では、特に報告するようなことはありません。

第2地区部会会長（櫻井信夫委員）

特に報告事項はありませんが、会議終了後、納税猶予制度の適用を受けた農地の現地確認について打ち合わせがありますので、第2部会の方は会議終了後、後ろの方へ集まってください。よろしくお願いします。

第3地区部会会長（佐藤洋一委員）

第3部会、特に報告事項はございません。

第4地区部会会長（浅井典裕委員）

第4部会は、5月12日に事務局長及び会長に同行いただき、現地調査に行っていました。そのことについて認識の統一と情報共有を行いたいと思いますので、総会終了後、第4部会の方は後方にお集まりください。以上です。

議長（上村会長）

それでは、日程1報告事項につきましてはそれぞれ報告がありました。内容につきまして、質問・ご意見等ありましたらご発言をお願いいたします。

（特になし）

それでは、特になさいますので次に進めさせていただきます。

議事録署名委員の指名について

議長（上村会長）

日程第2議事録署名委員の指名について、会議規則第14条に掲げてあります。議長に一任願えますでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、指名をさせていただきます。議席番号14番穴沢勝也委員及び議席番号15番櫻井信夫委員の両名を指名いたします。

農地法第18条第6項の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（菅井主事）

議案書の3ページをご覧ください。

日程第3報告第1号農地法第18条第6項の規定による届出について、今月は5件、11筆、9,595㎡の届け出がありました。番号の頭が1から始まるものについては賃貸借の契約、2から始まるものについては使用貸借の契約になります。

解約の理由としては、契約内容を変更、第三者に利用権設定、経営規模縮小、農地転用のためとなっております。詳細については事前配付のとおりとなります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第1号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容等ご質問ありま

したら、挙手をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、報告第1号につきましては事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の3の規定による届出について

議長（上村会長）

続いて、日程第3報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、事務局の報告をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の5ページをご覧ください。

報告第2号農地法第3条の3の規定による届出について、今月は13件受理しました。既に賃借権の設定、認定農業者等へ貸し付けがされている農地があります。相続人は市外の方もおりますが、今後も市内の方が継続して耕作されていくものと思います。

なお、権利取得期日から年数が経っている届け出については、相続手続きの遅れ等により司法書士から提出のあった申請もあります。説明は以上です。

議長（上村会長）

報告第2号につきまして、事務局の報告が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、報告第2号につきましては事務局の報告のとおりいたします。

農地法第3条の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の7ページをご覧ください。

日程第4議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、今月は所有権移転売買3件、賃貸借権設定5件、使用貸借権設定1件です。

整理番号1 申請地 **** 田ほか4筆 合計 6,347 m²
権利種別 所有権移転 売買 対価：****円
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請の理由は、譲渡人の要望です。譲渡人による耕作が困難であり、この度耕作者である譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験が十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号2 申請地 **** 畑 313 m²
権利種別 所有権移転 売買 対価：****円
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請理由は、申請地が譲受人の息子の住宅に隣接しており、耕作便利のため、この度売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は大型機械を所有し、農業経験も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号3 申請地 **** 畑 831 m²
権利種別 所有権移転 売買 対価：****円
譲受人 ****
譲渡人 ****

申請理由は、譲渡人の要望です。譲渡人が耕作できないことから所有農地の買い手を探していたところ、譲受人と売買の話がまとまり、申請があったものです。譲受人は農業経験も十分ありますので、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号4 申請内容は、賃貸借権の設定で期間は5年間です。
申請地 **** 田 669 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円（****円/10a）
借受人 ****
貸付人 ****

申請理由は、貸付人が耕作できないために、賃貸借の再設定になります。借受人は大型機械を所有し、農業経験も十分ありますので、効率よく耕作されるものと考えます。

整理番号5 申請内容は、賃貸借権の設定で期間は半年です。
申請地 **** 田ほか1筆 合計 6,800 m²
権利種別 賃貸借権設定 賃借料****円（****円/10a）
借受人 ****
貸付人 ****

申請理由は、貸付人の要望で賃貸借の再設定になります。借受人は大型機械を所有し、農業経験も十分ありますので、効率よく耕作されるものと考えます。

整理番号6 申請内容は、賃貸借権の設定で期間は2年です。

申請地 ***** 田ほか1筆 合計 2,049 m²

権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10a)

借受人 *****

貸付人 *****

申請理由は、貸付人の要望で賃貸借権の再設定になります。借受人は大型機械を所有し、農業経験も十分ありますので、効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号7 申請内容は、賃貸借権の設定で期間は20年です。

申請地 ***** 田ほか3筆 合計 2,908 m²

権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10a)

借受人 *****

貸付人 *****

申請理由は、貸付人が高齢で耕作できないため、借受人と賃借契約をする話がまとまり、申請があったものです。借受人は大型機械を所有しており、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号8 申請内容は、賃貸借権の設定で期間は20年です。

申請地 ***** 田ほか5筆 合計 4,327 m²

権利種別 賃貸借権設定 賃借料*****円 (*****円/10a)

借受人 *****

貸付人 *****

申請理由は、貸付人が高齢で耕作できないため、借受人と賃借契約をする話がまとまり、申請があったものです。借受人は大型機械を所有しており、今後も効率よく耕作されていくものと考えます。

整理番号9番は、農業者年金受給のための使用貸借権再設定ですので、説明を省略させていただきます。

以上、整理番号1番から9番にいて、議案書に記載のあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しておらず、要件の全てを満たすと考えます。

第1号議案については以上です。

議長（上村会長）

第1号議案につきまして、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

星野幸夫委員

整理番号1番ですが、5月23日に譲渡人と譲受人両者の立ち合いで現地確認を行いました。現地は整備されており、耕作を続けるには何の問題もないと確認いたしました。売買後の耕作については、譲受人は農業経験も豊富であり、今後も耕作を続けていくのに何の問題もなく続けていくと考えます。また、今年度より耕作を始めるそうです。売買内容や詳細の数字は事務局の説明どおりです。

桑原正文委員

整理番号2番ですが、5月20日に譲受人と連絡を取りまして、その後5月24日に吉澤推進委員と現地を確認させていただきました。内容については事務局の説明のとおりであります。建物の屋根雪の落雪のために隣接の畑をということと思うのですが、見に行ったときはまだ草が生えておりましたけれども、本人に確認したところ、きちんと耕して管理するという確約をいただいております。

整理番号5番ですが、これも5月20日に借受人と貸付人に連絡を取って、5月25日に現地確認をさせていただきました。貸付人は規模縮小をするとのことで、親類の借受人に作ってもらうという内容でありますので、問題ないと思います。以上です。

大塚寛委員

整理番号3番ですが、5月21日に譲受人、譲渡人両名から立ち会っていただきまして、大塚推進委員と2人で現地を確認しました。現地は既に譲受人により作付けされておりまして、丁寧に管理されていまして。譲渡人によりまして去年の秋まではお父さんが耕作していたのですが、今年亡くなり、ご子息のほうに引き継がれたのですが、ご子息の話によりまして、農業をやったことがないということで、とても無理だということで今回の話になったそうです。詳細につきましては、先ほど事務局のほうから説明していただいたとおりです。

小岩孝徳委員

整理番号4番ですが、5月22日に当該圃場の確認及び耕作者に聞き取りを行いました。この圃場は借受人が以前から耕作しており、その延長で今回の賃借契約をしたとのことでした。当圃場はきれいに耕作されており、今後も耕作していく予定とのことで問題はないかと思います。

整理番号6番になりますが、こちらも5月22日に当該圃場の確認及び耕作者に聞き取りを行いました。この圃場は借受人が以前から耕作しており、その延長で今回契約したとのことでした。当圃場はきれいに耕作されており、今後も耕作していく予定とのことで問題はないかと思われます。

櫻井信夫委員

整理番号7番ですが、5月20日に貸付人と連絡を取りまして、また借受人とも連絡を取りました。現地確認をして、もうすでに耕作準備がされており、借受人は認定農業者で大型機械を所有しており、今後農業を続けていく上において何ら問題がないと思います。

整理番号8番についても、貸付人及び借受人と5月20日に連絡を取りまして現地確認しました。もうすでに耕作準備がされており、ただいま説明したとおり何ら問題ないと思います。

議長（上村会長）

議案第1号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見等ある方は、ご発言をお願いいたします。

（特になし）

特にないようですので、採決に入ります。採決は権利の種類ごとに行います。

まず、所有権移転売買に関する整理番号1番・2番・3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、賃貸借権設定に関わる整理番号4番・5番・6番・7番・8番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、使用貸借権設定による整理番号9番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についての整理番号1番から9番まで異議なしと認め、申請どおり許可いたします

農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の13ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、今月の申請は1件です。

整理番号1 申請地 ***** 田 163 m²

申請人 *****

転用目的 一般住宅敷地

申請概要 物置小屋敷地

農地区分 第3種農地

判断理由 都市計画法に規定する用途地域が定められているため

申請人が所有する宅地に隣接する申請地について、宅地を拡張し、物置敷地等として利用するため申請があったものです。なお、本件は事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、先々代が所有していた昭和46年頃より物置小屋を建築して利用していますが、令和6年に死亡した夫より相続した際に登記を確認したところ、地目が田のままであり、許可を受けないまま転用していることが判明しました。そのため、始末書が提出され、追認の案件となっております。

議長（上村会長）

議案第2号につきまして、事務局に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号1番ですが、本件につきましては、5月12日に申請代理人行政書士が自宅に訪ねて来て、農地法第4条申請に至る経緯の説明を受けました。申請人の夫は病気で亡くなりましたが、その後、遺産相続手続きの中で敷地内の農機具格

納庫については昭和 46 年当時、亡き夫の祖父が農地転用を受けることなく建設されていたことが判明、申請代理人に相談したもので、当時にさかのぼって申請人から始末書の提出を受け、この度の第 4 条申請に至ったもので、先ほど事務局が説明したとおりで特に補足事項はございません。

議 長（上村会長）

議案第 2 号につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第 2 号農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についての整理番号 1 番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、許可いたします。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について

議 長（上村会長）

続いて、日程第 4 議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（櫻井主任）

議案書の 15 ページをご覧ください。

議案第 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、今月の申請は 3 件です。

なお、整理番号 3 番については議事参与の制限がありますので、先に整理番号 1 番、2 番を説明いたします。

整理番号 1	申請地	*****	畑	196 m ²
	借受人	*****		
	貸付人	*****		
	転用目的	駐車場敷地		
	申請概要	従業員等用駐車場敷地の拡張		
	農地区分	第 3 種農地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		
	権利種別	賃借権設定		

借受人は現在、建築関連事業を営んでおり、申請地から道路を挟んだ対面に事務所がありますが、敷地内の駐車場スペースが狭く、従業員及び営業の車輛で手狭となり、来客者にも迷惑がかかっている状況であるとともに、従業員の増員もあることから、新たな駐車スペースを探しているところでした。この度、現在利用している倉庫及び駐車場に隣接す

る申請地について、所有者と話がまとまり、これを取得し駐車場を増設したため申請があったものです。

整理番号 2	申請地	*****	田	152 m ²
	借受人	*****		
	貸付人	*****		
	転用目的	一般住宅敷地		
	申請概要	車庫敷地及び庭用地		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	申請地の概ね 300m 以内に魚沼市役所広神会館があるため		
	権利種別	使用貸借権設定		

借受人は現在、貸付人である祖母所有の申請地に隣接する居宅に居住しておりますが、宅地と申請地を一緒に借り受け、現在の居宅を取り壊し、新築住宅を建築するとともに、申請地を車庫敷地及び庭用地として利用するため申請があったものです。なお、本件は貸付人が事前に行うべき農地転用許可申請を失念しており、貸付人の母から平成 22 年頃に相続した以前に車庫が建築されており、底地が農地であることを知りませんでした。そのため、この度始末書が提出され、追認の案件となっております。今後の利用については、これまでどおり借受人が既存の車庫をそのまま利用するとのことです。

整理番号 1 番及び 2 番についての説明は以上です。

議長（上村会長）

議案第 3 号、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

櫻井信夫委員

整理番号 1 番ですが、ただいま事務局の説明のあったとおり、借受人と貸付人はもう施設に入っており自宅にいないのですが、貸付人の長男が私の自宅を訪れ、大体の概略を説明されまして、事務局の説明のとおり特に問題がありません。

小幡中治委員

整理番号 2 番ですが、5 月 22 日に借受人と申請代理人行政書士の立ち合いで現地確認を行いました。申請地に隣接する宅地に、事務局の説明にありましたように、住宅を新築するにあたって、車庫及びその近くのスペースを使いたいということで、申請地が農地であるということが判明したために今回の申請となりました。実際に車庫があつて植物が植えてありました。貸付人につきましては、施設に入居されるということで、連絡は取っていませんけれども、問題ないかと思えます。該当する農地についても事務局の説明がありましたけれども、貸付人の宅地、*****、それから道路に囲まれており特に問題となることはありませんでした。以上です。

議長（上村会長）

それでは、議案第 3 号整理番号 1 番、2 番につきまして、事務局並びに地区担

当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。採決は番号順に行います。

まず、整理番号1番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

続いて、整理番号2番につきまして、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

それでは、異議なしと認め、整理番号1番、2番につきまして申請どおり許可いたします。

続いて、整理番号3番をお願いします。

事務局（櫻井主任）

次の整理番号3番についてであります。議事参与の制限により、櫻井信夫委員はご退席いただきます。

(櫻井信夫委員退席)

整理番号3	申請地	*****	田	334 m ²
	譲受人	*****		
	譲渡人	*****		
	転用目的	一般住宅建築敷地		
	申請概要	一般住宅2階建て1棟		
	農地区分	第3種農地		
	判断理由	都市計画法に規定する用途地域が定められているため		
	権利種別	所有権移転 売買		

譲受人は現在、市内の賃貸住宅に居住しておりますが、家族が増え手狭になったことから、申請地を転用し、新築住宅を建築するため申請があったものです。

議長（上村会長）

議案第3号整理番号3番につきまして、事務局の説明に続きまして地区担当委員の調査・補足説明をお願いいたします。

皆川博信推進委員

整理番号3番ですが、5月20日に申請代理人行政書士に連絡をとり、確認いたしました。詳細は事務局の説明のとおり問題ないと思います。以上です。

議長（上村会長）

それでは、整理番号3番につきまして、事務局並びに地区担当委員の調査・補足説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

「なし」の声あり。

特にないようですので、採決に入ります。

議案第3号整理番号3番について、申請どおり許可してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、許可いたします。

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請についての整理番号1番から3番まで、申請どおり許可いたします。

(櫻井信夫委員着席)

農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議長（上村会長）

続いて、日程第4議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（星野係長）

議案書の17ページをご覧ください。

議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取を説明いたします。令和7年5月12日付けで農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が魚沼市長より届いております。この農用地利用集積等促進計画につきましては、農業委員会の意見を聞くことになっておりまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を求められたため、農業委員会の意見を決定するものです。従いまして、計画案に対してご意見等がなければ、意見なしの旨を回答することをお諮りするものです。

利用権（設定）	件数	42 件
	筆数	149 筆
	面積	112,950.12 m ²

所有権（移転）	件数	4 件
	筆数	16 筆
	面積	10,582 m ²

なお、促進計画については、市での公告は要せず、総会翌々月の県の公告によって効力が発生します。県の公告は令和7年7月29日からとなります。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（上村会長）

議案第4号につきまして、事務局の説明が終わりました。内容につきまして質問・ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(特になし)

特にないようですので、採決に入ります。議案第4号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、計画案のとおり決定してよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり。

異議なしと認め、決定いたします。

その他

事務局（星野事務局長）

- ・市町村農業委員会の代表者研修会について
- ・J A魚沼農業祭・食まち魚沼イベントについて
- ・堀之内小学校の米の食育授業について
- ・魚沼市の超軟水のPRについて
- ・市長と宇賀地小学校・堀之内小学校でのユリの球根植え体験作業について

事務局（菅井主事）

- ・最適化活動の点検評価について

議長（上村会長）

それでは、本日提案の報告並びに議案それぞれの事項につきまして慎重審議をいただきました。大変ありがとうございました。

（時刻は 14 時 20 分）

上記会議の内容は、令和 7 年度第 2 回魚沼市農業委員会総会の顛末に相違ないことを認め、署名する。

令和 年 月 日

魚沼市農業委員会

議長

議席番号 1 4 番

議席番号 1 5 番